

京都府共同募金会「こども食堂」支援事業要綱

本会における「こども食堂」支援事業は、本要綱によって実施するものとする。

1 事業の名称

本事業の名称は、NHK歳末たすけあい“ほっとはあとバースデー（ケーキ助成）”及び“ほっとおもたせ”（焼菓子助成）とする。

2 助成対象

地域において、食事を満足に取れなかったり、孤食の状況にある児童・生徒に対し、食事提供等の支援を行っているいわゆる「こども食堂」に対する助成を行う。

3 助成の目的

「こども食堂」に対して、活動を活性化するための支援を行うことにより、運営の継続、安定化を図る。

あわせて、障害者福祉事業所などの地域における福祉活動と、「こども食堂」との連携を図ることにより、障害者福祉事業所の製品の製造・販売事業の活性化を図ることを目的とする。

4 助成内容

ケーキ又は焼菓子の助成

「こども食堂」において、利用者間の親睦を図り、居場所としてのやすらぎや楽しみの創出を図るため、月例的に実施する誕生日イベント等において、毎月1回、ケーキ又は焼菓子を届ける。

ケーキ又は焼菓子は、地域内の障害者福祉事業所が製造したものを現物助成し、同事業所から「こども食堂」への配達を行う。

5 共同募金運動との連携

事業が共同募金会からの支援によるものであることを明示するとともに、募金箱の設置等、共同募金運動に協力することを求める。

6 助成の決定

助成の決定は、配分委員会で審議を行い決定するものとする。

ただし、緊急を要するため、配分委員会を招集することができないときは、会長がこれを決定することができる。この場合、会長はその結果を配分委員会に報告する。

附 則

1 この要綱は、平成28年11月8日から施行する。

附 則

1 この改正要綱は、平成30年2月23日から施行する。

附 則

1 この改正要綱は、令和5年11月21日から施行する。